

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされていることを踏まえ、一定の条件を満たす求職者支援訓練を実施したデジタル分野の訓練実施機関に対する認定職業訓練実施奨励金の支給額を上乗せ等することにより、同分野の訓練コースの設定促進を図る。

2 改正の概要

① IT分野の資格取得を目指す訓練コースにおける認定職業訓練実施基本奨励金（※1）（以下「基本奨励金」という。）の支給額を上乗せする令和6年度末までの時限措置（令和3年12月開始。受講者1人につき1月あたり1万円又は2万円の上乗せ）を、同基本方針における政府目標を踏まえ、令和8年度末まで延長する。

② **WEBデザイン関係の資格取得を目指す訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置（受講者1人につき1月あたり1万円）の対象とする。**

③ **就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、「実習促進奨励金」（受講者1人につき2万円）を支給する。**

④ **デジタル分野のeラーニングコースにおいて、訓練実施機関が受講者に対しパソコン等を貸与するため要した経費を対象に「情報通信機器整備奨励金」（受講者1人につき1月あたり1万5千円を限度とする。）を支給する。**

※1 受講者1人につき1月あたり、基礎コース6万円、実践コース5万円を支給

※2 いずれも令和8年度末までの時限措置

改正内容の詳細は次頁参照

3 施行期日等

公布日：令和4年12月上旬（予定）

施行期日：公布日

①IT分野の資格取得を目指す訓練コースの基本奨励金の上乗せ

【期限延長】

令和3年12月21日から令和7年3月31日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官（以下「人開官」という。）が定めるもの（※）を実施した場合に、受講者1人につき1月あたり以下に掲げる金額を基本奨励金として支給する令和7年3月31日までの時限措置を、令和9年3月31日まで延長する。

○基礎コース：7万円又は8万円

○実践コース：6万円又は7万円

（※）業務取扱要領において以下のような要件等を規定

- ① IT分野の認定職業訓練であって、ITスキル標準（ITSS）レベル1以上の資格に係る新規資格取得率及び雇用保険適用就職率が一定割合以上である場合に、基本奨励金を受講者1人につき1月あたり1万円上乗せ（基礎コース：7万円、実践コース：6万円）
- ② ①に加え、IT分野の求職者支援訓練が設定されていない26県（令和2年度実績）については、基本奨励金を受講者1人につき1月あたり1万円上乗せ（基礎コース：8万円、実践コース：7万円）

②WEBデザイン関係の資格取得を目指す訓練コースの基本奨励金の上乗せ

【新設】

改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間に開始した情報通信分野に係る認定職業訓練であって人開官が定めるもの（※）を実施した場合は、受講者1人につき1月あたり、以下に掲げる金額を基本奨励金として支給する。

○基礎コース：7万円

○実践コース：6万円

（※）業務取扱要領において以下のような要件等を規定

- ・ WEBデザインの認定職業訓練であって、業務取扱要領に規定するWEBデザイン関係の資格に係る新規資格取得率及び雇用保険適用就職率が一定割合以上である場合に、基本奨励金を受講者1人につき1月あたり1万円上乗せ（基礎コース：7万円、実践コース：6万円）

③企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースに係る「実習促進奨励金」の支給

【新設】

施行日から令和9年3月31日までの間に開始した情報処理分野又は情報通信分野に係る企業実習（※1）を含む認定職業訓練であって人開官が定めるもの（※2）を実施した場合は、受講者1人につき2万円を「実習促進奨励金」として支給する。

（※1）職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）第2条第12号に規定する「実習」

（※2）業務取扱要領において以下のような要件等を規定

- ・ IT分野又はWEBデザインの認定職業訓練であって、企業実習（※1）を一定期間実施し、かつ、当該訓練コースの受講者数における企業実習出席率が一定割合以上の場合

④デジタル分野のeラーニングコースにおいてパソコン等の貸与に要した経費に係る「情報通信機器整備奨励金」の支給

【新設】

施行日から令和9年3月31日までの間に開始した実施日が特定されていない科目を含む情報処理分野又は情報通信分野に係る特定求職者等が受講することを容易にするための措置が講じられた認定職業訓練であって人開官が定めるもの（※）を実施した場合は、当該措置に要した経費の額（受講者1人につき1月あたり1万5千円を限度とする。）を「情報通信機器整備奨励金」として支給する。

（※）業務取扱要領において以下のような要件等を規定

- ・ eラーニングコースのIT分野又はWEBデザインの認定職業訓練であって、当該訓練コースを受講することを容易にするため、パソコン等の情報通信機器をリース又はレンタルのうえ、受講者に貸与した場合